

初任給 入所施設寮勤務	四大卒 1-25	専門・短大卒 1-13	高校卒 1-5
本 俸	179,200	156,800	147,100
支援員 加算 6%	10,800	9,400	8,800
(基本給) 計	190,000	166,200	155,900
調整手当 (基本給の10%)	19,000	16,600	15,600
小計	209,000	182,800	171,500
初任給 通所施設	四大卒 1-25	専門・短大卒 1-13	高校卒 1-5
本 俸	179,200	156,800	147,100
支援員 加算 4%	7,200	6,600	5,900
(基本給) 計	186,400	163,400	153,000
調整手当 (基本給の10%)	18,600	16,300	15,300
小計	205,000	179,700	168,300
特殊業務手当	3,000		
扶養手当			
配偶者	13,000		
配偶者以外の扶養親族2人まで1人につき	6,500		
配偶者がいない職員の場合扶養親族のうち1人は扶養親族3人目から1人につき	11,000		
	5,000		
通勤手当	1か月の定期代(上限5万円)		
交通機関等利用	片道5km未満	2,000	
自動車・バイク等利用	片道5km以上10km未満	4,100	
	片道10km以上15km未満	6,500	
	片道15km以上20km未満	8,900	
	片道20km以上25km未満	11,300	
	片道25km以上30km未満	13,700	
	片道30km以上35km未満	16,100	
	片道35km以上40km未満	18,500	
	片道40km以上	20,900	
住居手当	借家(間借りを含む) 上限 27,000円(職員本人の契約の場合のみ)		
特別休日手当	12/30~1/3	1日につき	2,000
夜勤手当	1回につき		5,000

期末・勤勉手当	期末手当	勤勉手当	合計
	2.6か月	1.8か月	4.4か月
	(国家公務員に準拠します。)		

資格手当	社会福祉士・・・5,000/月額 保育士・・・5,000/月額	精神保健福祉士・・・5,000/月額 介護福祉士・・・3,000/月額
上記の内、いずれか一つを対象とする。		

給与からの控除金

項目	項目
健康保険料	財形貯蓄
厚生年金保険料	団体保険料(知的障害者福祉協会)
雇用保険料	食事代
退職共済掛金	
源泉所得税	
県・市民税	

※社会保険の加入等

1. 健康保険(全国健康保険協会)
2. 厚生年金
3. 労働保険
- ・雇用保険
- ・労災保険

※前歴換算について

- 社会福祉施設常勤経験 × 100%
- 社会福祉施設非常勤経験 × 勤務時間に応じて %
- 福祉施設以外の経験 × 常勤50% 非常勤 勤務時間に応じて %

※退職共済の加入等

1. 独立行政法人福祉医療機構の退職共済へ加入(掛金は全額施設負担)
2. 神奈川県福利協会の退職共済へ加入(掛金は職員と施設と両方)
3. 財形貯蓄制度有り

※給与等の支給について

- 給与(毎月25日 土日に当たる場合はその前の平日)
- 賞与(6月15日 12月15日)
- 処遇改善一時金(5月15日)

※勤務時間(三浦しらとり園 各施設により異なります。)

- ・週40時間 日勤・早出・遅出・夜勤

勤務種類	始業時間	終業時間	休憩時間
早出A	6:30	15:30	60分
日勤B	8:30	17:30	60分
遅出C	10:30	19:30	60分
遅出D	11:45	20:45	60分
夜勤	15:30	翌09:30	60分

休日 ※土曜・日曜・国民の祝日

※年末年始(12/29~1/3の土日を含む6日間)

- ・上記以外の特別休暇は以下の通りです。

号	理 由	日数
1	業務上の傷病のとき	その療養に必要と認める期間
2	女子職員が出産するとき	産前、産後各8週間 (多胎妊娠の場合は産前14週間)
3	配偶者が出産するとき	3日
4	本人が結婚するとき	5日
5	子が結婚するとき	3日
6	配偶者・父母・子が死亡したとき	5日
7	兄弟姉妹・祖父母・配偶者の父母が死亡したとき	3日
8	孫・伯叔父母・配偶者の祖父母・配偶者の兄弟姉妹が死亡したとき	1日
9	女子職員が生理のため就業が著しく困難なとき	就業が困難な期間日 原則として2日
10	その他法人が必要と認めたとき	必要と認める期間

※年次有給休暇

有給休暇日数	11日	12日	14日	16日	18日
勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年
有給休暇日数	20日				
勤務年数	6年以上				

※初年度の年次有給休暇

採用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
有給休暇日数	10日					
採用月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有給休暇日数	6日	5日	4日	3日	2日	1日

※定年等について

定年 60歳 (以後65歳までの再雇用制度あり)